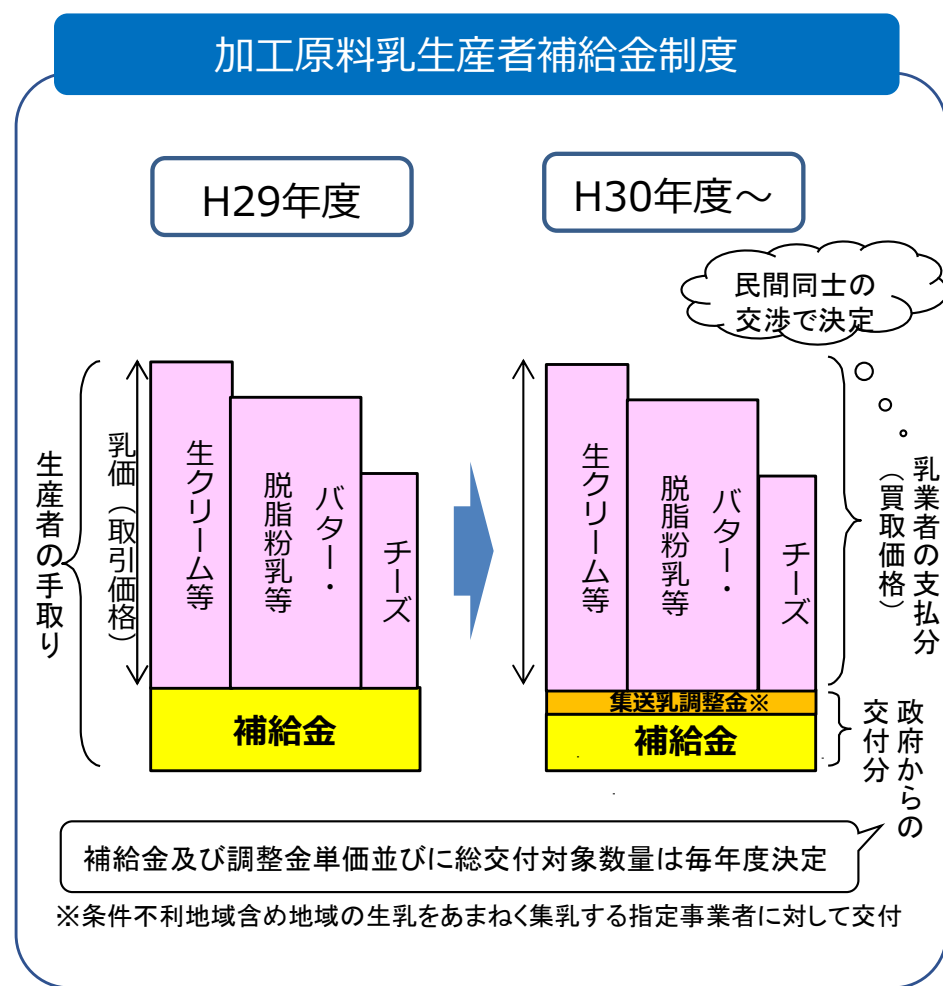
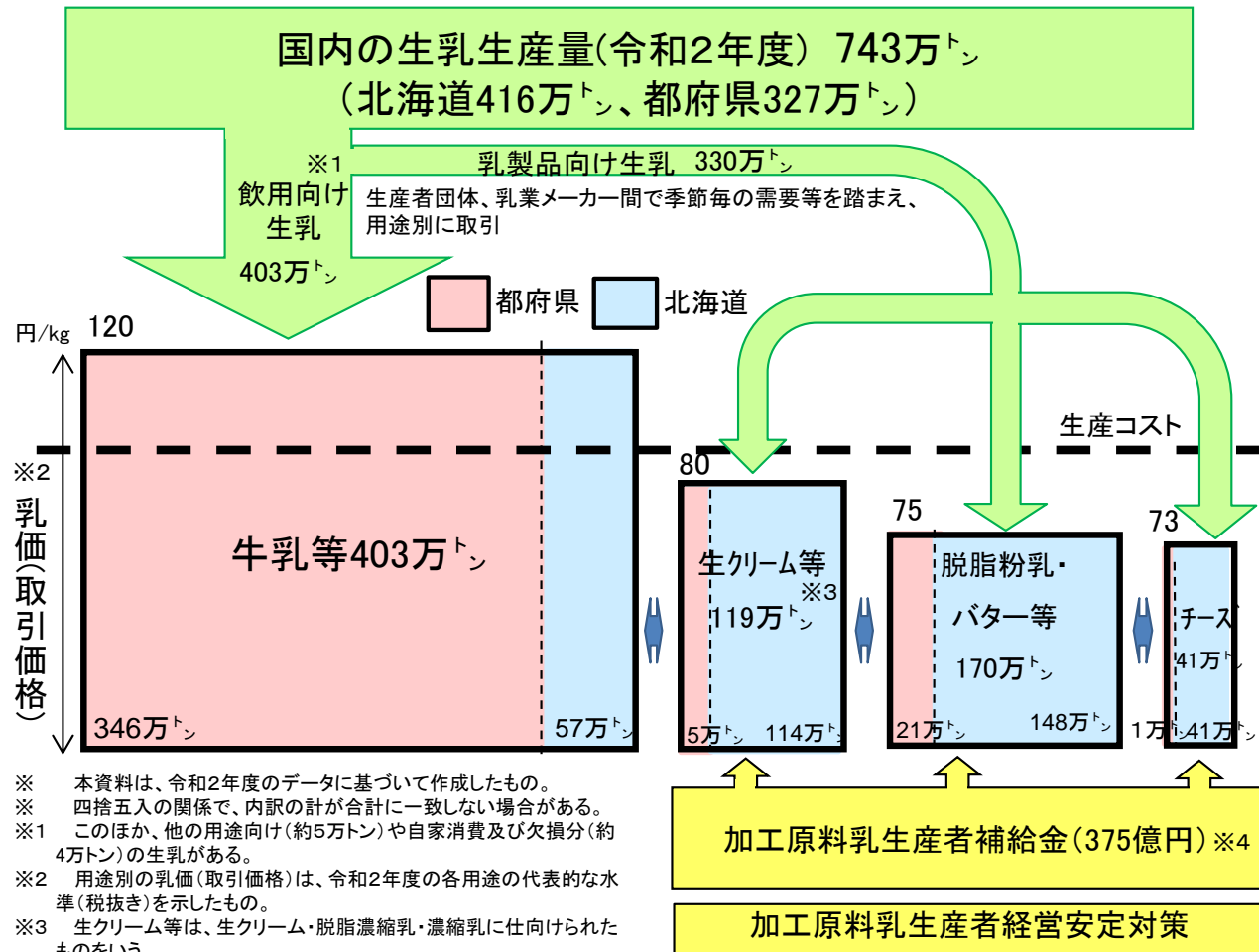


**農協（酪農分野）における独占禁止法に違反する行為への対応
及び牛乳・乳製品の生産・流通に関する規制改革の対応について**

令和 4 年 3 月 1 4 日
農林水産省

我が国における生乳の需給構造

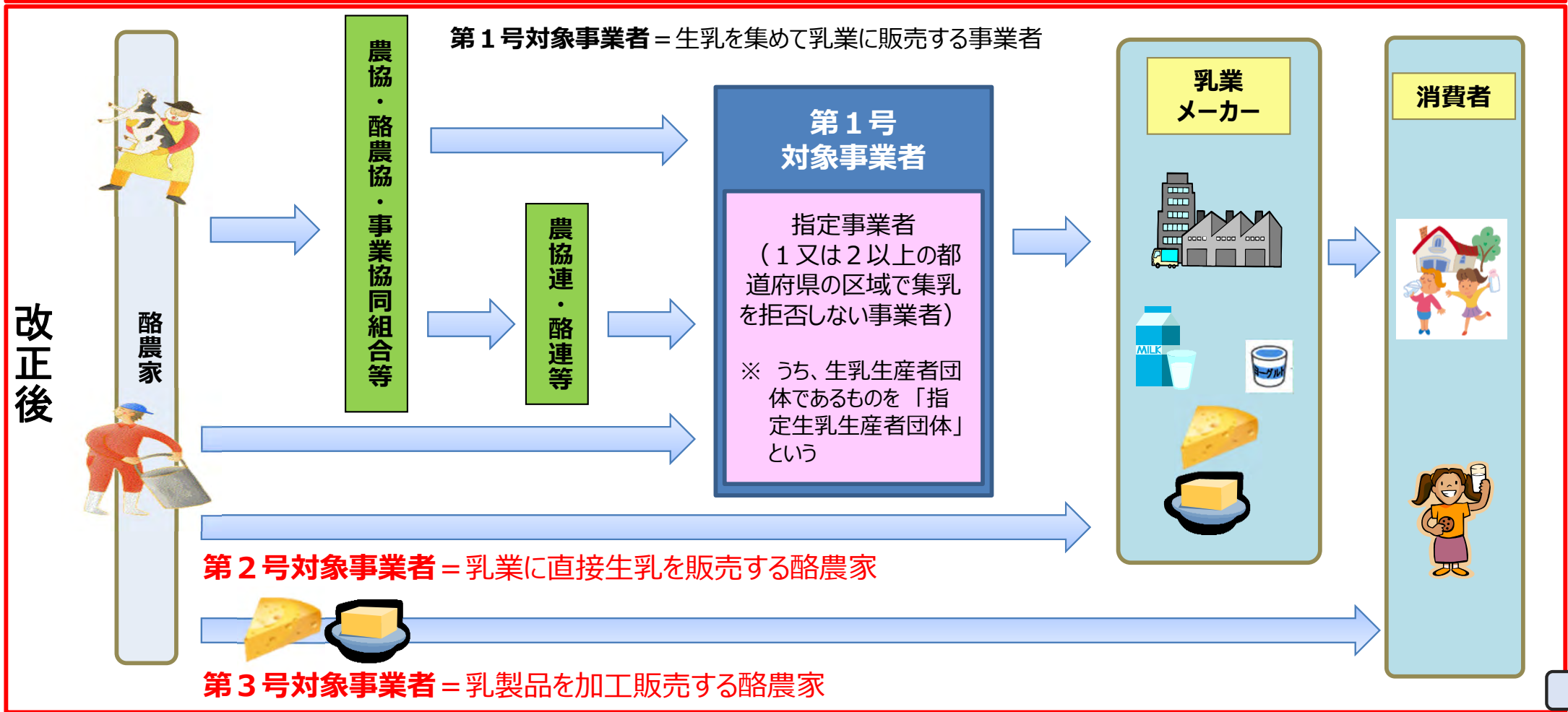
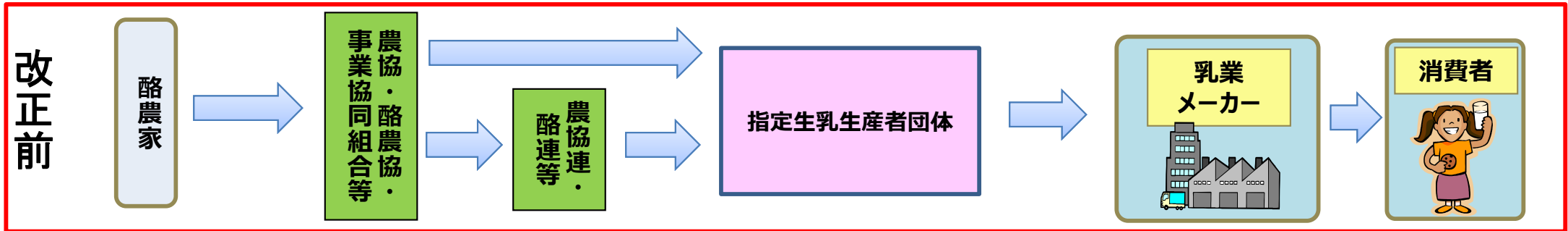
- 生乳は、毎日生産され、腐敗しやすく貯蔵性がない液体であることから、需要に応じ、飲用向けと乳製品向けの仕向けを調整することが不可欠。
- 飲用向け生乳（都府県産中心）は、価格が生産コストを上回っているものの、乳製品向け生乳（北海道産中心）は、価格が生産コストを下回っていることから、補給金を交付することにより乳製品の生産を誘導することにより飲用と乳製品向けの生乳量を調整し、生乳需給全体の安定を図っている。



※ 本資料は、令和2年度のデータに基づいて作成したものである。
 ※ 四捨五入の関係で、内訳の計が合計に一致しない場合がある。
 ※1 このほか、他の用途向け(約5万トン)や自家消費及び欠損分(約4万トン)の生乳がある。
 ※2 用途別の乳価(取引価格)は、令和2年度の各用途の代表的な水準(税抜き)を示したものである。
 ※3 生クリーム等は、生クリーム・脱脂濃縮乳・濃縮乳に仕向けられたものをいう。
 ※4 対策の金額は、令和2年度予算額(所要額)。

改正後の畜産経営安定法における生乳流通

- 酪農家が創意工夫を生かせる環境を整備するため、指定団体を経由せずに加工原料乳として仕向けた場合にも、生産者補給金を交付。
- 条件不利地域における集送乳が、今後も安定的かつ確実に行われるよう、集乳を拒まない対象事業者を指定（指定事業者）し、集送乳調整金を交付。



各対象事業者数、指定事業者の指定の状況

○令和3年度の各対象事業者の数

※赤枠は、新たに生産者補給金等の交付を受けることとなった者

① 第1号対象事業者
(生乳を集めて乳業に販売する事業者)
: 14事業者

② 第2号対象事業者
(乳業に直接生乳を販売する酪農家)
: 49事業者

③ 第3号対象事業者
(乳製品を加工販売する酪農家)
: 27事業者

○第1号対象事業者

| 事業者名 |
|-----------|
| ホクレン |
| サツラク |
| カネカ食品株式会社 |
| 富士乳業株式会社 |
| 株式会社MMJ |
| 東北生乳販連 |
| 関東生乳販連 |
| 北陸酪連 |
| 東海酪連 |
| 近畿生乳販連 |
| 中国生乳販連 |
| 四国生乳販連 |
| 九州生乳販連 |
| 沖縄県酪 |

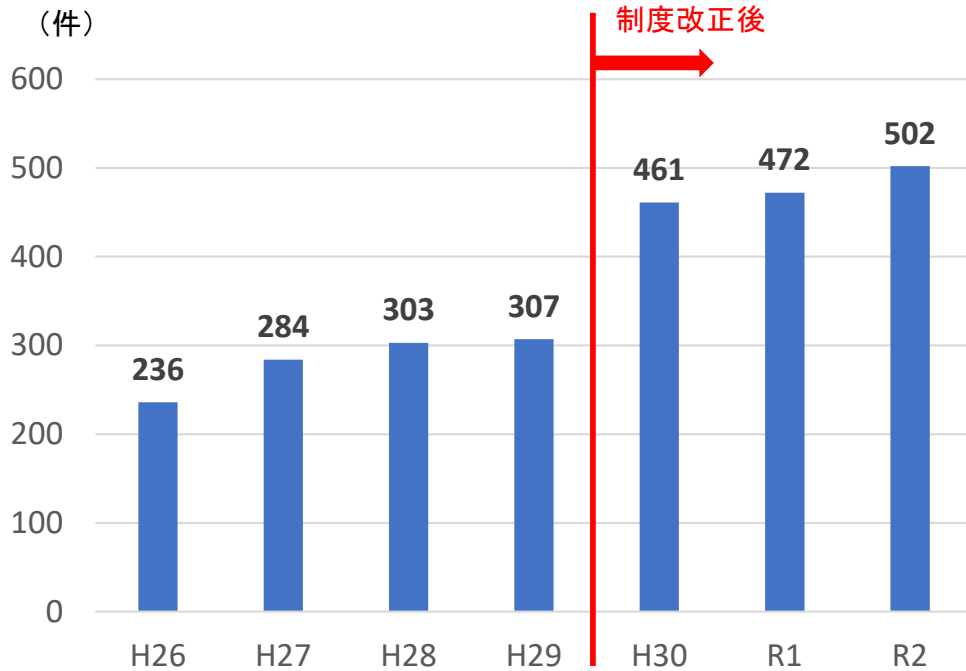
○指定事業者の指定

| 事業者名 | 指定に係る地域 |
|--------|--------------------------------------|
| ホクレン | 北海道 |
| 東北生乳販連 | 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県 |
| 関東生乳販連 | 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県 |
| 北陸酪連 | 新潟県、富山県、石川県、福井県 |
| 東海酪連 | 長野県、岐阜県、愛知県、三重県 |
| 近畿生乳販連 | 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 |
| 中国生乳販連 | 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県 |
| 四国生乳販連 | 徳島県、香川県、愛媛県、高知県 |
| 九州生乳販連 | 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 |
| 沖縄県酪 | 沖縄県 |

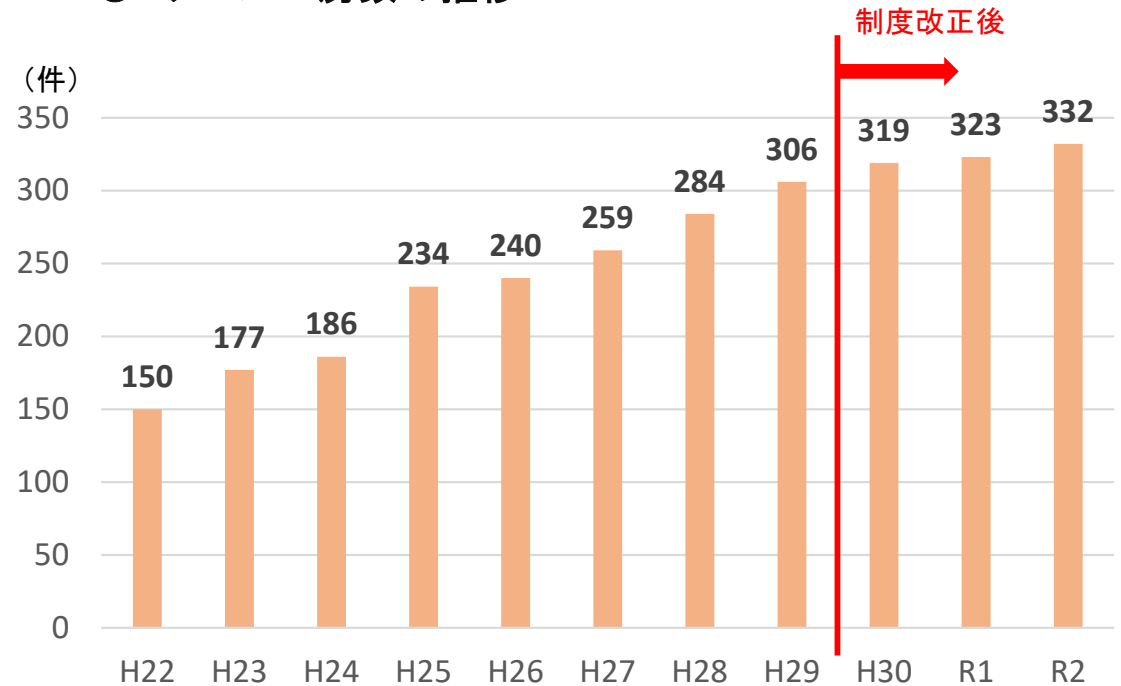
酪農家による6次産業化の取組状況

- 酪農家による6次産業化の取組は、制度改革前から少しずつ広がっていたものの、制度改革により取組件数が大幅に増加。
- 6次産業化の取組により製造される品目は、チーズが最も多い。
- 地域の特色を活かした国産ナチュラルチーズの生産は全国各地で増えており、チーズ工房の数も増加。令和2年度は、332工房のうち、約半数が酪農家の工房。

○ 酪農家による6次産業化の取組状況



○ チーズ工房数の推移



主な製造品目

チーズ、アイスクリーム、牛乳、ソフトクリーム、ジェラート、ヨーグルト

資料：平成29年まで (一社)中央酪農会議調べ
平成30年以降 牛乳乳製品課調べ



モッツアレラチーズ



ゴーダチーズ

- 約半数が酪農家による6次産業化の取組
- モッツアレラチーズやゴーダチーズの製造に取り組む酪農家が多い

○第2号対象事業者の事例

新利根協同農学塾農場（茨城県稲敷市）

- ・牧場敷地内にチーズ工房（新利根チーズ工房）を誘致し、生乳を販売（チーズ工房は平成29年12月から）
- ・放牧酪農（平成28年11月に放牧畜産実践農場に認証）
- ・農家による6次産業化以外の形で生乳の個性を発信する方法として、第三者事業者の誘致による乳製品加工を展開。



○第3号対象事業者の事例

有限会社ダイワファーム（宮崎県小林市）

- ・ホルスタインとブラウンスイスを飼育し、自家産生乳から乳製品の製造・販売を行う酪農経営
- ・補給金を活用し、製造した乳製品を東京等の大消費地への流通を増やすことにより収益が増加（制度改正前と比べ収益は対前年5%増加）。



○第3号対象事業者の事例

株式会社町村農場（北海道江別市）

- ・牛乳乳製品製造・販売、飼料生産にも取り組む「酪農-乳業一貫経営」
- ・牧場が都市近郊に位置し、乳製品の付加価値を高める柔軟な投資が重要であるところ、補給金により設備投資の負担が軽減。
- ・制度改正2年目の令和元年度は、経常利益が対前年約25%増加。



○第3号対象事業者の事例

有限会社ナカシマファーム（佐賀県嬉野市）

- ・自給飼料で生産した自家産生乳から乳製品の製造・販売を行う酪農経営
- ・乳製品の加工（チーズ製造）を伸ばすために補給金を活用。具体的には、製造効率を上げるための製造機器の購入やブランディングのためのパッケージデザインの開発に活用。
- ・この結果、制度改正前と比べてチーズの売上は2倍に増加。



規制改革推進会議における議論

【規制改革推進会議答申（令和3年6月）抜粋】

- ・特に、酪農分野においては、農協系統から独占禁止法に違反する可能性のある行為を受けるおそれから、生乳の出荷先や調達先を選択する自由が実質的に制限されているとの声がある。酪農家を始めとする農業者や中小の乳業メーカー等が不要な萎縮をすることがないようにする必要がある。
- ・生乳の流通において、制度的な独占は解除されたが、依然として、指定生乳生産者団体による実質的な独占が継続されている。指定生乳生産者団体とそれ以外の事業者とに圧倒的な規模の違いがある中で、取引先を自由に選べるような取組が必要である。また、取引の自由度を実際に増やしていくためには、生乳取引の実態を調査し、公正な取引環境の整備に向けた更なる取組を検討する必要がある。
- ・農林水産省が作成した、農協が受託販売を拒否できることを示した資料が酪農家の自由な取引を委縮させているとの声がある。



令和3年規制改革実施計画（抜粋）

- No.11a
農林水産省は、都道府県等と連携し、酪農家や乳業メーカー、チーズ工房等を対象として、全国的に生乳取引に関する実態調査を行う。調査結果を踏まえ、課題分析を行い、不公正な取引を防止する取組を行う。
- No.11b
特に、酪農分野では、酪農家に対する優越的地位の濫用や乳業メーカー等に対する不公正な取引方法及び販売先の事業活動に対する不当な拘束を行わないことなど、農協及び指定生乳生産者団体が独占禁止法の遵法に向けて、自主的な行動を行うように指導する。
- No.21a
農林水産省は、都道府県等と連携し、全国的に生乳取引の実態調査を行い、必要な措置を講ずる。特に、実態調査も踏まえ、生乳流通業者が農協系統か系統外であるかに関わらず、酪農家や乳業メーカー、チーズ工房等が取引先を自由に選べるよう、生乳取引に係るガイドラインを作成するなど、取引の透明化の向上などの運用改善を行う。
- No.21a
さらに、乳業メーカー等が農協系統と系統外の双方の生乳の取扱いを公平に行うよう指導する。
- No.21b
農林水産省は、酪農家が自由な取引を萎縮することがないように、「指定事業者が生乳取引を拒否できるルール違反の事例集」を見直す。また、制度改正の趣旨を周知徹底する。
- No.21c
農林水産省は、生産者補給金等における加工原料乳の数量算出において、その算出に係るブロック地域の考え方について、全国を一つのブロックとして扱うこと及び別会社に中間生産物から最終製品への製造を委託した場合に一つの乳業工場で製造したこととして扱うことができるよう、必要な制度改正を行う。

生乳取引実態全国調査について

調査概要

期間：令和3年8～10月

手法：アンケート調査、法令上問題となり得る行為を受けたと回答した者については個別に聞き取りを実施

対象及び回答率：酪農家 6,142/13,599（回答率45%）乳業メーカー 351/618（回答率57%）チーズ工房 146/230（回答率63%）

調査結果のポイントと課題

（1）制度改正を受けた出荷先・調達先の選択状況

- 平成30年度の畜安法改正以降、生乳の出荷先・調達先を変えようと思ったが変えなかった理由を聞いたところ、農協又は指定団体による法令上問題となり得る行為を受けたとの回答が一部見られた。

【酪農家からの聞き取り内容】

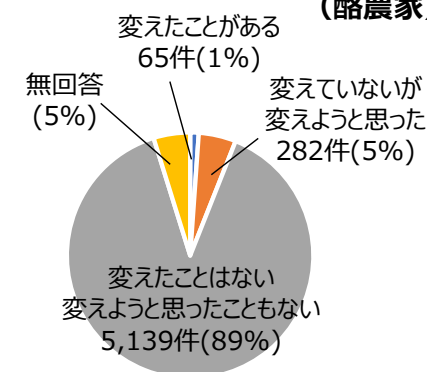
- ・全量出荷をしなければ農協の他の事業が利用できなくなると言われた
- ・出荷先を変えた場合は農協の他の事業が利用できなくなると言われた 等

【乳業メーカーからの聞き取り内容】

- ・指定団体以外の事業者から生乳調達量を増やしたら指定団体から配乳を減らされた 等

- ・他方、酪農家のうち「出荷先を変えようと思ったことがない者」と、「出荷先を農協（指定団体）から変えようと思ったが指定団体を再評価し変えなかった者」の合計は9割を超えていた。

○制度改正以降、出荷先を変えたか（酪農家）



（2）「指定事業者が生乳取引を拒否できるルール違反の事例集」について

- ・事例集を見たことがないとの回答が7割。「事例集を見た／見ていない」と出荷先の選択の間には明確な関連性は認められなかったが、農協への全量出荷を強制されているような印象を持つと回答した者も1割弱いた。
- ・「いいとこ取り」の表現について様々な受け止めがあり、「複数の出荷先に出荷すること」等法令上認められている行為まで含まれると認識している者も少なくないことが確認された。

（3）制度の趣旨の認識

- ・制度改正の内容について、「年度途中でも自由に出荷先が変更できる」との誤った認識を持つ者も一部（7%）見られた。

今後の取組

- ・調査結果を踏まえ、独占禁止法違反のおそれのある行為を防ぐため、調査結果の事例を用いて、問題となる行為や望ましい取引慣行等を記述した**生乳取引ガイドラインを作成**
- ・「指定事業者が生乳取引を拒否できるルール違反の事例集」を生乳需給、補給金制度の趣旨、契約遵守の必要性等を記述した**酪農家向けパンフレットに見直し**
- ・上記の生乳取引ガイドラインや酪農家向けパンフレットを農協や指定団体、乳業メーカー等向けに周知するため、**不公正な取引の防止を図る研修や理解浸透を図る説明会を実施**

令和3年規制改革実施計画の対応状況

| 規制改革実施計画（抜粋） | 対応状況 |
|--|---|
| <p>No.11a</p> <p>農林水産省は、都道府県等と連携し、酪農家や乳業メーカー、チーズ工房等を対象として、全国的に生乳取引に関する実態調査を行う。調査結果を踏まえ、課題分析を行い、不公正な取引を防止する取組を行う。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年8～10月にアンケート調査を実施。（結果概要は参考資料1） ・調査結果を踏まえ、今後、下記の生乳取引ガイドラインを活用して不公正な取引の防止を図る研修を今後実施。 |
| <p>No.11b</p> <p>特に、酪農分野では、酪農家に対する優越的地位の濫用や乳業メーカー等に対する不公正な取引方法及び販売先の事業活動に対する不当な拘束を行わないことなど、農協及び指定生乳生産者団体が独占禁止法の遵法に向けて、自主的な行動を行うように指導する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・農協や指定団体に対し、下記の生乳取引ガイドラインを活用して独占禁止法等の遵法に向けた研修を今後実施。また、自主的に研修が行われるよう求めていく。 |
| <p>No.21a</p> <p>農林水産省は、都道府県等と連携し、全国的に生乳取引の実態調査を行い、必要な措置を講ずる。特に、実態調査も踏まえ、生乳流通業者が農協系統か系統外であるかに関わらず、酪農家や乳業メーカー、チーズ工房等が取引先を自由に選べるよう、生乳取引に係るガイドラインを作成するなど、取引の透明化の向上などの運用改善を行う。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・上記の調査結果を踏まえ、独占禁止法等法令上問題となる行為を防ぐため、問題となる行為や望ましい取引慣行等を記述した生乳取引ガイドライン案を作成（参考資料2） |
| <p>No.21a</p> <p>さらに、乳業メーカー等が農協系統と系統外の双方の生乳の取扱いを公平に行うよう指導する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・乳業メーカー等に対し、上記の生乳取引ガイドラインの理解浸透を図る説明会を今後開催。 |
| <p>No.21b</p> <p>農林水産省は、酪農家が自由な取引を萎縮することがないように、「指定事業者が生乳取引を拒否できるルール違反の事例集」を見直す。また、制度改正の趣旨を周知徹底する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・「指定事業者が生乳取引を拒否できるルール違反の事例集」を制度の趣旨の理解醸成を目的とした酪農家向けパンフレットに見直し（参考資料3）。説明会を今後開催。 |
| <p>No.21c</p> <p>農林水産省は、生産者補給金等における加工原料乳の数量算出において、その算出に係るブロック地域の考え方について、全国を一つのブロックとして扱うこと及び別会社に中間生産物から最終製品への製造を委託した場合に一つの乳業工場で製造したこととして扱うことができるよう、必要な制度改正を行う。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・加工原料乳の数量算出方法について、同一地域ブロックや同一乳業者間に限定せず、乳業工場間の分業により、特定乳製品を製造した場合にも、加工原料乳として算出することを可能とするよう、令和3年12月に畜安法施行令を改正（令和4年4月1日施行） |